

全国循環器撮影研究会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は全国循環器撮影研究会 (Japanese Society of Circulatory Technology) と称する (以下本会という)。
第 2 条 本会の事務局は会長の指定する場所に置く。

第 2 章 目的および事業

- 第 3 条 本会は放射線撮影技術学における循環器撮影およびその関連技術に関する研究発表、知識の交換並びに会員の資質の向上と相互の親睦をはかることを目的とする。
第 4 条 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。
1. 学術研究発表会、講演会の開催。
2. 機関誌の発行。
3. その他本会の目的達成に必要なこと。

第 3 章 会 員

- 第 5 条 本会の会員は次のとおりとする。
1. 正会員 本会の目的に賛同し会費年額 3,000 円を納める者。
2. 賛助会員 本会の目的に賛助し会費年額 1 口 30,000 円で、1 口以上を納める者または団体。
第 6 条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を事務局に提出するものとし、職種、資格は問わない。
第 7 条 会員はすべて機関誌の配布を受け、本会の主催する研究発表会、その他の事業に参加することができる。

第 4 章 役 員

- 第 8 条 本会に次の役員を置く。
1. 会長 1 名 3. 理事 若干名
2. 事務局長 1 名 4. 監事 2 名
第 9 条 会長および監事は本会の総会において正会員中より選出する。会長は本会を代表し会務を統括する。
第 10 条 事務局長および理事は会長が推薦し、本会の総会の承認を得る。
第 11 条 常任理事は理事中より会長が指名し、会長を補佐する。
第 12 条 役員任期は 1 年とする。ただし、再任をさまたげない。
第 13 条 本会は顧問を置くことができる。顧問は理事会において決定する。

第 5 章 会 議

- 第 14 条 会議は総会、理事会、常任理事会とする。
第 15 条 総会は毎年 1 回以上開催し、会長が招集する。総会では会務を報告し、会則の変更等、重要事項を審議決定する。

- 第 16 条 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第 17 条 理事会は理事によって構成され、本会の重要事項を審議する。
- 第 18 条 常任理事会は常任理事により構成され、会長を補佐し、本会の運営について審議し、その事業を執行する。また、会長に事故あるときは次期総会までの間、職務代行者を推薦する。
- 第 19 条 理事会、常任理事会は会長が招集する。

第 6 章 会 計

- 第 20 条 本会の経費は会費、寄付金およびその他の収入をもって充当する。
- 第 21 条 監事は本会の事業および会計内容について年 1 回以上の監査を行わなければならない。
- 第 22 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 31 日に終る。

付 則

1. 会長は、本会則に規定しない事業等を行った場合、理事会に報告し承認を得なければならない。
2. この会則は平成 2 年 4 月 4 日より施行するものとする。
 平成 8 年 3 月 31 日一部改訂
 平成 14 年 4 月 6 日一部改訂
 平成 16 年 4 月 9 日一部改訂
3. 本会の推進母体は次に掲げる各研究会である。

北海道アンギオ研究会	東北循環器撮影研究会	新潟アンギオ画像研究会
循環器 I・S 研究会	循環器画像技術研究会	東海循環器画像研究会
北陸アンギオ研究会	関西循環器撮影研究会	九州循環器撮影研究会
中四国循環器画像技術研究会		